

乳幼児医療費支給事業制度の比較

	埼玉県補助対象基準	市の現行	市の改正案
制度開始年月	平成14年4月1日	平成14年1月1日	平成16年9月頃(予定)
支給対象者 (県は補助対象者)	入院：就学前児童※1 通院：3歳児	入院：就学前児童 通院：4歳児	入院：就学前児童 通院：就学前児童
所得制限	あり 制限限度額：506万円	なし	なし
自己負担金	あり 入院：1,200円/日 通院：1,000円/月	なし	なし
食事療養費	なし (助成対象外)	あり (助成対象)	あり (助成対象)
県と市の費用負担割合	県補助対象額の1/2 (補助対象を超えた助成は除かれる)	県補助対象額の1/2 と市単独助成分	県補助対象額の1/2 と市単独助成分
事業費等	県補助金 54,678,102円 (平成14年度実績) 49,736,000円 (平成16年度見込)	医療費支出額 238,713,694円 市負担額 184,035,592円 (平成14年度実績)	医療費支出額(予算) 231,610,000円 +拡大分(見込)※2 60,000,000円 =医療費支出額(見込) 291,610,000円 市負担額(見込) 241,874,000円

※1 義務教育就学前(6歳到達後の最初の3月末日まで)児童

※2 拡大見込額は平成14年度実績の4歳児医療費の42,968,855円を基に5歳児を40,000,000円、就学前をその半額の20,000,000円として算出